

社会福祉法人福翠会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福翠会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の月次報酬)

第3条 役員及び評議員に対して月次報酬は支給しない。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第4条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときの報酬は支給しない。

2 役員、顧問が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは定額旅費として1回につき3,000円支給する。

(理事等の報酬)

第5条 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、日当定額旅費10,000円を支給する

2 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、日当定額旅費10,000円を支給する。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は日当定額旅費10,000円を支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則1. この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附則2. この規程は、平成31年4月1日より施行する。